香港 Book Fair2020 出展事業運営委託業務企画提案募集要項

１．業務概要

（１）業務名

香港 Book Fair2020 出展事業運営委託業務

（２）業務目的

四国への直行便を利用した四国内周遊観光にニーズがある香港市場に対し、香港での最大級イベントである「香港 Book Fair」において四国ブースの出展を実施し、地方都市への訪日を検討している FIT 層をターゲットに、四国旅客鉄道株式会社が提供する「All Shikoku Rail Pass」を活用した列車等の公共交通で巡る四国観光地の魅力を訴求することにより、次の旅行先として「四国」の認知度を向上させ、四国の訪日周遊を促進する。

（３）業務内容

仕様書のとおり

（４）業務期間

契約締結の日から２０２０年９月３０日まで

（５）見積限度額

４，７３０千円（消費税及び地方消費税を含む。）

２．企画提案の参加者の用件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）提案事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

（２）過去に海外旅行博覧会実施業務の実績を有する者であること。

（３）法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ　地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により四国の 4 県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、又は当該処分の日から起算して２年を経過しない者

ウ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

エ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

キ　労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

ク　役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（エ）暴力団の構成員等

ケ　特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

３．応募の手続等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）書類の提出

ア　提出書類

提出書類は次にあげる（ア）から（オ）の書類を１セットにして、書面１部を提出する。また、データ１部を併せて提出する。

１部を提出するものとする。

（ア）企画提案書（様式第１号）

（イ）会社等の概要（様式第２号）

（ウ）業務実績書（様式第３号）

（エ）事業計画書（様式第４号）

（オ）委託業務に係る経費の見積書（様式任意）

※各項目の内訳を記載し運営に係る費用の合計を記載すること。

イ　提出期限

２０２０年４月１０日（金）正午必着

※郵送により提出する場合も同様とする。

ウ　提出方法

書面１部：持参、郵送（書留郵便）又は宅配便

データ１部：電子メール又はＣＤ－Ｒ

エ　提出先

「５．担当」に同じ

（２）応募書類等に係る質問

委託業務に係る質問は口頭か文書にて行うものとし、電話か書面持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

ア　質問の受付時間

当機構ＨＰへ掲載から提出期限まで

受付時間は、休日等を除く午前９時から午後５時までとする。

イ　問い合わせ先　「５．担当」と同じ。

ウ　回答　口頭または書面のいずれかの方法で回答する。

（３）企画提案書の取扱い

ア　提出期限後の書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。

イ　提出された書類は返却しない。

ウ　提出された書類は、当機構における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

（４）企画提案書の作成に当たっての留意点

ア　提案書は１社１案とする。

イ　別添「仕様書」に基づき作成すること

ウ　書類の規格及び頁数はＡ４版縦置きとする。

（５）次に該当する場合には、失格又は無効とする。

ア　企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ　企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

ウ　企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ　本募集要項及び仕様書に示した要件に適合しない場合

（６）委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

（７）手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

（８）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

４．選定方法等

（１）選定方法

当機構内に設置する選定委員会において提案書を総合的に評価し、１社を選定する。
また、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

（２）選定基準

次の項目により評価する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア　業務内容の理解度：事業の目的、主旨を十分にふまえた企画提案がなされているか。

イ　提案内容の実効性：提案内容が具体的で説得力があり成果が期待できるものであるか。

ウ　業務遂行の確実性：事業の準備を含め業務全体が円滑かつ安定的に遂行できるか。

エ　商談会関連業務の実績：事業の実施に有用な実績を有しているか。

（３）選定の結果は、提案書提出者全員に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。

（４）選定結果に対する異議申立ては受理しない。

（５）選定委員会に関することは別に定める。

５．担当（書類提出先及び問い合わせ先）

一般社団法人四国ツーリズム創造機構　　担当：佐藤、清家

〒７６０－００１９

香川県高松市サンポート２－１高松シンボルタワー　タワー棟３階

電話　０８７－８１３－０４３１　ＦＡＸ　０８７－８１３－０３１２

電子メール　sato@shikoku-tourism.com、seike@shikoku-tourism.com